

## 「事前登録申請に関する詳細事項」(A2等級企業用)

## 申請上の注意点

- ・申請書の日付は必ず記入して下さい。(持参、郵送問わず提出日)
- ・提出する書類を確認し、申請書の提出書類チェック欄にチェックを付けて下さい。
- ・令和5年度(2023年度)事前登録項目の認定通知書の写しを添付してください。  
(令和5年(2023年)5月交付の事前登録項目の認定通知書がある場合)

## (1) 令和2年災害関連等工事の受注件数

- ・令和2年度災害関連等工事とは、以下のとおりです。
  - (1) 令和2年発生災害復旧工事
  - (2) (1)に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
  - (3) (1)の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
  - (4) 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事
- ・評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局又は県警本部が発注した土木一式工事を元請として受注契約した工事
- ・評価対象の期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までに元請として受注契約した工事。
- ・評価対象の金額は、当初請負額1,500万円以上、又は、令和6年(2024年)3月31日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事(契約単位)の件数を評価対象とします。  
(イメージ①参照)
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の当初請負額が全て1,500万円未満であっても、全ての合計額が1,500万円以上場合は、1件として評価します。(イメージ②参照)

## ○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事計	40,000,000	

※評価工事件数=2件(A工事・B工事)

## ○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数=1件(合冊工事計)

- ・合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している土木一式工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事も対象とします。(イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替える。)

○令和2年度災害関連等工事に該当する代表的な工事名リストを記載します。

●令和2年発生豪雨災害に係る復旧・関連工事

【土木部所管工事】

- ・○○川（道路の場合は、国道又は県道○○線 等）2年発生・・・災害復旧工事
- ・○○川河川等単県災害復旧工事
- ・○○線単県道路災害復旧工事
- ・○○川単県砂防施設災害復旧工事
- ・○○○○○○○災害復旧事業（○○○）工事
- ・○○川単県河川掘削（緊急浚渫債）工事 等

【農林水産部所管工事】

- ・○○地区県営農地等災害復旧事業（農地等）第○号工事
- ・○○地区県営災・工事費（過年）第○号工事
- ・○○地区単県農地等災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内県有林林道災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内県有林作業道等災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内治山激甚災害対策特別緊急事業第○号工事
- ・○○管内災害関連緊急治山事業第○号工事
- ・○○管内復旧治山事業火山地域（○○）第○号工事
- ・○○管内現年林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内単県治山（○○）（○○）事業第○号工事
- ・○○管内復旧治山事業通常地域（○○）第○号工事 等

○留意事項

- ・評価する工事は10件までとします。
- ・上記工事名リスト以外に「災害」の単語がつかない工事名でも令和2年度災害関連等工事に該当する場合があります。
- ・上記工事名リスト以外でも令和2年度災害関連等工事に該当すると判断される受注工事がある場合は、申請書に記入のうえ、提出して下さい。
- ・複数の受注（特に10件を超える）実績をお持ちの企業は、上記工事リストにある工事名を優先して記載して下さい。
- ・令和5年度（2023年度）事前登録項目の認定通知書を交付されている場合には、必ず提出して下さい。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、今回、新たに申請を行うとともにその工事に係る関係書類を提出して下さい。
- ・令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの受注実績は、新規に申請してください。

<提出書類>

- ・令和5年度（2023年度）事前登録項目の認定通知書の写し（交付されている場合）
- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するため全ての工事）

(2) 球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数

- ・評価対象工事は、熊本県が発注した球磨地域振興局管内の土木一式工事のうち令和5年1月1日以降に入札公告が行われた令和2年発生災害復旧工事で、発注工事の技術申請書締切日までに元請けとして契約した予定価格3,000万円（税込み）以上の工事です。ただし、今回の事前登録手続きにおいては、令和6年4月12日までに契約した工事とします。
- ・令和6年4月13日以降に受注した工事において、更新が必要な場合は、事前登録認定通知書受領後、直ちに変更登録手続きを行って下さい。

- ・令和2年発生災害復旧工事とは、以下のとおりです。

**【土木部所管工事】**

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象事業における復旧費のみで行う災害復旧工事（工事名例）
  - ・〇〇川（道路の場合は、国道、県道、村道〇〇線 等）2年発生・・・災害復旧工事

**【農林水産部所管工事】**

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく令和2年に発生した農地災害復旧工事又は農業用施設災害復旧工事、治山施設は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用対象となる公共土木施設に係る林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の災害復旧工事。いずれも関連事業は除く。（工事名例）
  - ・球磨管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業第〇号工事
  - ・〇〇地区県営農地等災害復旧事業第〇号工事
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が3,000万円以上の工事を含む場合は、それぞれ予定価格3,000万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ③参照）
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が全て3,000万円未満であっても、各工事の合計額が3,000万円以上となる場合は、1件として評価します。（イメージ④参照）

**○イメージ③**

合冊する工事	予定価格	
A工事	40,000,000	≥ 3,000万円
B工事	31,000,000	≥ 3,000万円
C工事	28,000,000	< 3,000万円
合冊工事 計	99,000,000	

※評価工事件数 = 2件（A工事・B工事）

**○イメージ④**

合冊する工事	予定価格	
A工事	7,000,000	< 3,000万円
B工事	8,000,000	< 3,000万円
C工事	16,000,000	< 3,000万円
合冊工事 計	31,000,000	≥ 3,000万円

※評価工事件数 = 1件（A+B+C工事）

**○留意事項**

- ・評価する工事は2件までとします。
- ・工事仕様書（表紙）の左下に「令和2年度災害関連等工事」の表示がある場合であっても上記の「令和2年発生災害復旧工事」以外の工事は評価しません。

**<提出書類>**

- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し
- ・県の入札情報公開サービスシステム（以降PPI）から出力した入札公告文（所有している場合のみ。）
- ・入札公告文を提出しない場合は、予定価格等が記載された県の電子入札システムから出力した「調達案件概要」又はPPIから出力した「入札契約情報」及び「入札結果等」等
- ・当該工事が共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写し。

**申請書の提出先及び提出方法**

対象企業	提出先	住所	電話番号
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部土木部（熊本土木事務所）技術管理課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 防災センター5階	Tel.096-333-2787
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部土木部（菊池地域振興局）技術管理課	〒861-1331 菊池市隈府1271-10	Tel.0968-25-2165
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部土木部（八代地域振興局）技術管理課	〒866-0811 八代市西片町1660	Tel.0965-33-4182
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部土木部（天草地域振興局）技術管理課	〒863-0013 天草市今釜新町3530	Tel.0969-22-4392

## お問い合わせ先

- ・事前登録の制度に関するお問い合わせ：

熊本県土木部土木技術管理課技術管理班 TEL 096-333-2491

- ・事前登録の申請に関するお問い合わせ

県央広域本部管内の企業 県央広域本部土木部技術管理課 TEL096-333-2787

県北広域本部管内の企業 県北広域本部土木部技術管理課 TEL0968-25-2165

県南広域本部管内の企業 県南広域本部土木部技術管理課 TEL0965-33-4182

天草広域本部管内の企業 天草広域本部土木部技術管理課 TEL0969-22-4392